

令和 5 年度 島原市一般廃棄物処理実施計画

島 原 市

目 次

第1章 基本方針	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 基本計画の期間	1
第3節 処理計画の対象区域	1
第2章 一般廃棄物の状況	2
第1節 一般廃棄物の排出状況	2
第2節 一般廃棄物の処理主体	2
第3章 ごみ処理実施計画	4
第1節 ごみの排出抑制・再資源化計画	4
1-1 排出抑制の方法	4
1-2 再資源化の方法及び量	5
1-3 関連施設の概要	5
第2節 収集・運搬計画	6
2-1 搬入の方法	6
2-1-1 搬入	6
2-1-2 分別	6
2-1-3 収集主体	6
2-2 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量	7
2-3 処理の方法	8
2-3-1 可燃ごみの処理方法	8
2-3-2 不燃ごみの処理方法	8
2-3-3 資源ごみの処理方法	9
第3節 中間処理計画	10
3-1 処分方法	10
3-2 処理施設の概要	10
3-2-1 可燃性処理施設	10
3-2-2 ごみ中継・中間処理施設	10
3-2-3 粗大ごみ処理施設	11
3-2-4 資源化施設	11
3-3 資源化量	11
第4節 最終処分計画	11
4-1 施設に搬入されるごみの内訳	11
4-2 埋立計画	11
4-3 再資源化	12
4-4 最終処分場	12

第4章 生活排水処理実施計画	1 3
第1節 生活排水処理形態別人口	1 3
第2節 収集運搬計画	1 3
2－1 収集運搬する生活排水の種類と方法	1 3
2－1－1 種類	1 3
2－1－2 方法	1 3
2－1－3 収集主体	1 3
2－2 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量	1 3
第3節 中間処理計画	1 4
3－1 中間処理施設へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入者別内訳量	1 4
3－2 処分方法	1 4
3－3 処理施設の概要	1 4
第4節 最終処分計画	1 4
4－1 処分する量	1 4
4－2 処分方法	1 4

令和5年度 島原市一般廃棄物処理実施計画

第1章 基本方針

第1節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の一般廃棄物処理実施計画を策定する。

第2節 基本計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

第3節 処理計画の対象区域

島原市全域とする。

面 積	82.96 km ²
世 帯 数	19,743世帯
人 口	43,034人
1世帯あたり	2.18人／世帯

※令和5年2月28日現在

第2章 一般廃棄物の状況

第1節 一般廃棄物の排出状況

種類別ごみ、し尿及び浄化槽汚泥の排出の実績と見込みは次のとおりである。

区 分		排 出 量 (t)	
		令和3年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
ご み (t)	可燃ごみ	14,983	14,249
	びん	332	335
	缶	146	132
	ペットボトル	174	144
	プラスチック製容器包装	214	486
	古紙類	528	895
	不燃ごみ	510	479
	資源・不燃ごみ(家庭系自己搬入)	122	101
	資源・不燃ごみ(事業系)	356	328
	蛍光管	3	4
	乾電池	2	3
	集団回収(新聞・チラシ、雑誌、段ボール)	348	477
	合 計	17,718	17,633
	し尿及び浄化槽汚泥(kl)	53,438	49,151

第2節 一般廃棄物の処理主体

家庭系可燃ごみ

- ・収集運搬は民間へ業務委託し行う。
- ・処理については、県央県南広域環境組合の「東部リレーセンター(島原市)」で集積後、「県央県南クリーンセンター(諫早市)」で焼却処理を行う。

家庭系資源ごみの

- ・収集運搬は民間へ業務委託し行う。
- ・処理については中間処理を(株)県北衛生社へ委託し、再商品化を(財)日本容器包装リサイクル協会へ委託する。ただし、資源ごみのうち古紙類は、中間処理を(有)島原スクラップセンターへ委託し、再生処理事業者へ引き渡す。

家庭系不燃ごみ

- ・収集運搬は民間へ業務委託し行う。
- ・処理は中間処理を島原地域広域市町村圏組合(島原市・雲仙市・南島原市の一部事務組合)が委託している(株)県北衛生社 島原リサイクルプラントで行う。

事業系ごみ

- ・事業者自らが直接、処理施設へ搬入するか、許可業者へ委託する。

資源・不燃ごみの最終処分

- ・リサイクルできない残渣は島原地域広域市町村圏組合の「広域クリーンセンター」で埋め立て処分をする。

し尿及び浄化槽汚泥

- ・収集運搬は許可業者が行い、市のし尿処理施設「前浜クリーン館」で処理を行う。

種別ごとの収集運搬、中間処理及び最終処分

区分	種 別		地 域	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	可燃	家庭系	市内全域	委託業者	県央県南広域環境組合	—
		事業系	市内全域	許可業者又は自己搬入		
	不燃	家庭系	市内全域	委託業者	島原地域広域市町村圏組合 (株)県北衛生社 島原リサイクルプラント)	島原地域広域市町村圏組合
		事業系	市内全域	許可業者又は自己搬入		
	資源	家庭系	市内全域	委託業者	(株)県北衛生社 島原リサイクルプラント	—
					(有)島原スクラップセンター	—
し尿及び浄化槽汚泥			市内全域	許可業者	市直営	—

第3章 ごみ処理実施計画

第1節 ごみの排出抑制・再資源化計画

1-1 排出抑制の方法

ごみ減量化及び排出抑制のため、次のような事業を実施する。

事業名	目的・内容	摘 要
4万人のごみ減量プロジェクト	平成30年度に1人1日当たり1,025gの排出量があった可燃ごみを、850gまで減量するため、水切りや分別の講習、市内全世帯への古紙回収袋の配布、市庁舎に減量の目安となる看板の設置を行い市民への啓発を図る。	適 宜
ごみ減量化協力団体の登録	ごみ減量推進の協力団体登録制度を設け、登録した団体の減量化に向けた取り組みを市広報誌で紹介する。	適 宜
生ごみ堆肥化容器購入補助	生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入者に対し、1個につき2千円（上限4千円）の補助金を交付し、生ごみの排出抑制を図る。	40個
電動式生ごみ処理機購入補助	電動式生ごみ処理機の購入者に対し、補助率1/3、上限2万円の補助金を交付し、生ごみ減量化を図る。	5台
ごみ再資源化推進	古紙繊維類、缶等を共同収集し業者に引き渡した団体に対し、ごみの再資源化運動の推進を図るため、回収量に応じ報奨金を交付する。	約70団体
紙パック回収	市庁舎、有明庁舎、各地区公民館、保健センターに紙パック回収容器を設置し回収する。 また、小・中学校の牛乳パックを回収する。	適 宜
小型家電回収	市庁舎、有明庁舎、各地区公民館、保健センターに小型家電回収ボックスを設置し回収する。	適 宜
生ごみ堆肥化推進事業	市内の小学校、町内会・自治会、婦人会等を対象とし、生ごみの堆肥化、野菜作りの体験により、子供や親の世代へごみ減量化やリサイクルの意識を広く高める。	適 宜
出前講座	希望する団体に対し、ごみ減量化やリサイクルについて講座を開く。	適 宜
ホームページ	市のホームページ内で、ごみ減量化やリサイクルについて啓発を行う。	適 宜

1-2 再資源化の方法及び量（令和5年度見込）

分別により収集及び自己搬入されたごみについて、次のとおり再資源化を図る。

ごみの種類	回収品目	再資源化の方法	回収量 (t)
資源ごみ	びん	島原リサイクルプラントで選別し、再生処理事業者へ引き渡す。ビン（無色・茶色・その他の色のガラス）のうち、その他の色のガラスは(財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再生処理事業者へ引き渡す。	3 3 5
	缶		1 3 2
	ペットボトル	島原リサイクルプラントで選別・圧縮・梱包し、(財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再生処理事業者へ引き渡す。	1 4 4
	プラスチック 製 容 器 包 装		4 8 6
	古紙類	分別収集した後、(有)島原スクラップセンターで選別し、再生処理事業者へ引き渡す。	1, 3 5 6
不燃ごみ	その他不燃物	島原リサイクルプラントで破碎・圧縮し、再生処理事業者へ引き渡す。	4 7 9
資源・不燃ごみ (家庭系自己搬入)			1 0 1
資源・不燃ごみ (事業系)			3 2 8
有害ごみ	蛍光管	島原リサイクルプラントで一時的保管し、再生処理事業者へ引き渡す。	4
	乾電池		3

1-3 関連施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理対象物
島原リサイクルプラント 選別機	島原市西町丙 1397-1	40 t / 日	鉄、ガラス、アルミ
島原リサイクルプラント 圧縮機		7,400 本 / h	ペットボトル
島原リサイクルプラント 圧縮機		700 kg / 日	プラスチック製容器包装
島原リサイクルプラント 破碎機		2,500 kg / 5h	プラスチック等の残渣物
県央県南広域環境組合 コンパクトコンテナ方式	島原市前浜町丙 74-1	94 t / 5h	可燃物
県央県南広域環境組合 ガス化改質方式	諫早市福田町 1250	300 t / 日	可燃物

第2節 収集・運搬計画

2-1 搬入の方法

2-1-1 搬入

市での収集・運搬は、一般家庭から排出されるごみとし、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任でごみを適正処理する（直接搬入、許可業者への委託）。

2-1-2 分別

収集運搬は、

- ・可燃ごみ（厨芥類等）
- ・資源ごみ（缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製、古紙類）
- ・その他プラスチック
- ・不燃ごみ（その他不燃物）

の4分類に分けて実施します。

不燃ごみのうち、家電リサイクル法による対象4品目（テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン）及び資源有効利用促進法によるパソコン、ディスプレイ等は収集しない。

2-1-3 収集主体

家庭系ごみで、可燃ごみは委託業者で行い、資源・不燃ごみ及び有害ごみは市直営で行う。事業活動に伴って生じる事業系ごみは、自らの責任でごみを適正処理する。

ごみの種類		収集主体	収集方式	回収	収集袋
家庭系	可燃ごみ	委託業者	ステーション 戸別回収	週2回	指 定 袋
	不燃ごみ	委託業者	ステーション	月2回	指定なし
	資源ごみ				
	有害ごみ				
事業系ごみ		自己搬入又は許可業者へ委託		随時	指定なし

2-2 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量

収集区域は市内全域とする。

(令和5年度見込)

ごみの種類	計画収集 人 口 (人)	収集 (t)	家庭系 自己搬入 (t)	事業系 ごみ (t)	集団回収 (t)	計 (t)
可燃ごみ	43,034	7,919	387	5,943	0	14,249
資源ごみ (びん)	〃	335	0	0	0	335
資源ごみ (缶)	〃	132	0	0	0	132
資源ごみ (ペットボトル)	〃	144	0	0	0	144
資源ごみ (プラスチック製容器包装)	〃	486	0	0	0	486
資源ごみ (古紙類)	〃	895	0	0	0	895
不燃ごみ (その他不燃物)	〃	479	0	0	0	479
資源・不燃ごみ (家庭系自己搬入)	〃	0	101	0	0	101
資源・不燃ごみ (事業系ごみ)	〃	0	0	328	0	328
有害ごみ (蛍光管)	〃	4	0	0	0	4
有害ごみ (乾電池)	〃	3	0	0	0	3
集団回収 (新聞・チラシ、 段ボール、雑誌)	〃	0	0	0	477	477
合計		10,397	488	6,271	477	17,633

2-3 処理の方法

土地、建物の占有者が自ら処分できない一般廃棄物については、次の方法により処理するものとする。

2-3-1 可燃ごみの処理方法

(1) 市の収集運搬によるもの

- (ア) 市の指定ごみ袋を用いて、島原市ごみ収集日程表に定められた日時に指定場所まで各自持ち出すこと。
- (イ) 厨芥類については、処理に支障を来たさないようによく水を切ってから、ポリ袋等に包み、指定ごみ袋に入れること。
- (ウ) 多量のごみが排出され、指定のごみ袋を用いることが困難であると市長が認めたものについては、運搬すべき場所及び処分方法その他必要な事項について、市長の指示に従わなければならないものとする。

(2) 自己搬入のうえ処理するもの

- (ア) 市の収集、運搬計画に支障を及ぼす多量のごみを自ら運搬を希望する場合は、可燃物と不燃物及び資源ごみに分別し、不燃物及び資源ごみについては、占有者等が自ら指示された場所まで運搬し処理するものとする。
- (イ) 事業者は、事業系ごみを排出する場合は、自己処理するか自己処理できない場合は処理場への自己搬入又は許可業者に委託して処分しなければならないものとする。
- (ウ) (イ)による場合でも市の収集・運搬計画に支障を及ぼす恐れのある場合は、運搬すべき場所及び処分方法その他必要な事項について市長の指示に従うものとする。

(3) 収集除外物

次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

- (ア) 土又は瓦礫等
- (イ) 爆発の恐れ、感染性を有するもの、その他危険性のあるもの及び機器に損傷を与える恐れのあるもの
- (ウ) 著しく悪臭を発するもの
- (エ) 多量に水分をふくみ、収集、処理等の作業に支障を来す恐れのあるもの
- (オ) 特別管理一般廃棄物
- (カ) 産業廃棄物

2-3-2 不燃ごみの処理方法

(1) 市の収集運搬によるもの

- (ア) 一般家庭から排出された不燃ごみ（その他不燃物）については、島原市ごみ収集日程表に基づき、市が収集する。
- (イ) 定められた日時に透明・半透明の袋に入れ、指定の場所まで各自持ち出すこと。
- (ウ) 不燃物専用の容器を持ち出すものは、次のとおりとする。

ガラス等	段ボール箱又は新聞紙にくるんで収納
乾電池、ライター、スプレー缶	透明のビニール袋に収納

(2) 自己搬入のうえ処理するもの

市の処理計画に支障を及ぼす不燃ごみについては、できるだけ分解、解体し、占有者等が自ら指示された場所まで運搬し処分しなければならない。

(3) 収集除外物

家電リサイクル法による家電製品4品目（テレビ、洗濯機及び乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫、エアコン）、資源有効利用促進法によるパソコン、ディスプレイ等は収集しない。

2-3-3 資源ごみの処理方法

(1) 市の収集運搬によるもの

(ア) 一般家庭から排出された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙類）については、別紙日程表に基づき、市が収集する。

(イ) びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、それぞれ透明又は半透明のビニール袋に収納し、古紙類は、十文字に縛るか紙袋に収納し、定められた日時に指定コースまで各自持ち出すこと。

(ウ) びん、缶、ペットボトル（キャップやラベルはプラスチック製容器包装へ）、プラスチック製容器包装は、中をよく洗浄し、乾かしてから出すこと。

(エ) 古紙類は異物や汚れ等を取り除くこと。

第3節 中間処理計画

3-1 中間処理量と処分方法

ごみの種類	中間処理量(t)	処分方法	処理区分
可燃ごみ	14,249	東部リレーセンターで圧縮・減容し、コンテナに積み替え県央県南クリーンセンターへ搬送する。	圧縮・搬送
資源ごみ(びん)	335	島原リサイクルプラントで選別し、再生処理事業者へ引き渡す。	選別
資源ごみ(缶)	132		選別
資源ごみ(ペットボトル)	144	島原リサイクルプラントで選別・圧縮・梱包し、(財)日本容器包装リサイクル協会が指定する再生処理事業者へ引き渡す。	圧縮・保管
資源ごみ(プラスチック製容器包装)	486		圧縮・保管
資源ごみ(古紙類)	895	島原スクラップセンターで選別・圧縮・梱包し、再生処理事業者へ引き渡す。	圧縮・保管
不燃ごみ(その他不燃物)	479	島原リサイクルプラントで選別・破碎・圧縮し、再生処理事業者へ引き渡す。 残渣は広域クリーンセンターで埋立処分する。	選別
資源・不燃ごみ(家庭系自己搬入・事業系)	429		選別
有害ごみ(蛍光管・乾電池)	7	島原リサイクルプラントで保管し、再生処理事業者へ引き渡す。	保管

3-2 処理施設の概要

3-2-1 可燃性処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
県央県南クリーンセンター	諫早市 福田町 1250	ガス化 改質方式	300t/日	可燃ごみ	14,249	0

3-2-2 ごみ中継・中間処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
東部リレーセンター	島原市 前浜町 丙74	コンパクト コンテナ方式	94t/5h	可燃ごみ	14,249	0

3-2-3 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
東部リレーセンター	島原市 前浜町 丙 74	切断式破砕機	3.77t/h	可燃ごみ	483	0
島原リサイクルプラント	島原市 西町 丙 1397	圧縮機	30t/日	不燃ごみ	653	0
		破砕機	4t/日	不燃ごみ	2	0

3-2-4 資源化施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
島原リサイクルプラント	島原市 西町 丙 1397	選別機	40t/日	資源ごみ 不燃ごみ	2012	391
		圧縮機	7,400本/h			
		圧縮機	700kg/日			
		破砕機	2,500kg/5h			

3-3 資源化量

区分	収集・直接搬入 (t)	集団回収 (t)
紙類	895	461
金属類	636	13
ガラス類	254	0
ペットボトル	144	0
プラスチック類	486	0
布類	0	3
蛍光灯・乾電池	7	0

第4節 最終処分計画

4-1 施設に搬入されるごみの内訳

焼却灰 (t)	その他の処理残渣 (t)	合計 (t)
0	391	391

4-2 埋立計画

不燃ごみ破砕処理後の残渣を広域クリーンセンターで埋立処分する。

4－3 再資源化

選別圧縮した資源物のうち、缶（アルミ、スチール）は、再生処理事業者に売却処分する。
ビン(ガラス)の中のその他の色のガラス及びペットボトル及びプラスチック製容器包装は、
(財)日本容器包装リサイクル協会が指定した再生処理事業者に引き渡す。

資源物の種類	再生処理事業者
ビン（ガラス（無色、茶色））	田中ガラス(株)
ビン（ガラス（その他の色））	平木工業(株)
缶（アルミ、スチール）	(株)石崎商店、前田商店
ペットボトル	西日本ペットボトルリサイクル(株)
プラスチック製容器包装	日本製鉄(株)
古紙類	島原スクラップセンター

4－4 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 (m^3)	埋立容量 (m^3)	残余容量 (m^3)
島原地域広域 市町村圏組合 クリーンセンター	島原市西町丙 1450	59,200	41,700	17,500

第4章 生活排水処理実施計画

第1節 生活排水処理形態別人口（人）

1	計画処理区域人口	43,485
2	水洗化・生活雑排水処理人口	23,194
	（1）下水道人口	0
	（2）農業集落排水処理人口	0
	（3）合併処理浄化槽人口	22,756
	（4）コミュニティ・プラント人口	438
3	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	3,012
4	非水洗化人口	17,279
	（1）し尿収集人口	17,279
	（2）自家処理人口	0
5	計画処理区域外人口	0

第2節 収集運搬計画

2-1 収集運搬する生活排水の種類と方法

2-1-1 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

2-1-2 方法

一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集する。

2-1-3 収集主体

種類	地域	収集主体	収集運搬業許可業者
し尿	島原地区	許可	(有)太田衛生、島原衛生(有)、(有)サトーコーポレーション
	有明地区	許可	(有)有明清掃、(有)タツエイ環境、(有)西日本衛生舎
浄化槽汚泥	島原地区	許可	(有)太田衛生、島原衛生(有)、(有)サトーコーポレーション
	有明地区	許可	(有)有明清掃、(有)タツエイ環境、(有)西日本衛生舎

2-2 収集運搬する区域と収集運搬するし尿及び浄化槽汚泥の量

収集運搬の区域 島原市内全域

種類	計画収集量（k l）	自家処理量（k l）
し尿	27,056	0
浄化槽汚泥	22,095	0
合計	49,151	0

第3節 中間処理計画

3-1 中間処理施設へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

種類	直営 (k l)	許可 (k l)	合計 (k l)
し尿	0	27,056	27,056
浄化槽汚泥	0	22,095	22,095

3-2 処分方法

種類	処分方法	中間処理量 (t)
し尿	処理施設で処理後、排出される脱 水汚泥を堆肥化する。	49,151
浄化槽汚泥		

3-3 処理施設の概要

施設名	所在地	型式	処理能力 (k l/日)	処理量 (k l)	残渣量 (t)
前浜クリーン館	島原市 前浜町 丙7-1	高負荷脱窒 素処理方式 ＋高度処理 (資源化設 備)	144	49,151	352

第4節 最終処分計画

4-1 処分する量

処分方法	種類 (t)		
	堆肥	し渣	沈砂
資源化	234	—	—
焼却処理	—	114	4

4-2 処分方法

し渣の処分は県央県南広域環境組合の県央県南クリーンセンターへ搬入し、焼却処理する。
沈砂の処分は業者へ委託し、焼却処理する。